

亀岡市災害時における 物資調達に関する協定書

令和7年6月19日締結

亀岡市災害時における物資調達に関する協定書

亀岡市（以下「甲」という。）とプラス株式会社 ジョインテックスカンパニー（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（趣旨）

この協定は、亀岡市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

第2条（協力要請）

甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

第3条（調達物資の範囲）

甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次の各号とし、甲から乙に対する要請時点において乙が調達済及び調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

第4条（発注方法）

甲の乙に対する発注は、原則、乙運営の「スマートオフィス」サービスを始めとするWebサイトもしくは指定のFAXオーダーシートで発注するものとする。ただし、当該手段により発注が不可能な状況が発生した場合には、口頭・電話・その他の方法等、甲乙協議のうえ定める方法にて行うことができる。

第5条（協力の実施）

- 1 乙は、前条の発注を受けたときは、可能な限りにおいてその発注事項を速やかに実施する。
- 2 乙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の出荷見通しを連絡するものとする。

第6条（物資の引渡し）

日時及び場所は、甲が指定するものとし、その引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし乙が自ら運搬することができない場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

第7条（物資等の価格）

乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害時直前における価格を参考に、災害発生後の価格変動も考慮の上、甲・乙協議して決定するものとする。

第8条（代金等の請求及び支払い）

- 1 乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、亀岡市の販売店を通して納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。ただし販売代理店の被災など、やむを得ない場合の支払い方法は別途協議とする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは内容の確認後、当該請求書を受理した日から30日以内にその代金等を支払うものとする。

第9条（報告義務）

甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡責任者、在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

第10条（有効期間）

この協定の有効期間は、この協定を締結した日から地方自治法に基づく会計年度の3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前3か月までに、甲、乙いずれからこの協定の延長に対して異議の申立てがないときは更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

第11条（事業所運営）

この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

第12条（協議）

この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲・乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和7年6月19日

甲 京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市長 桂川 孝裕

乙 東京都千代田区永田町2丁目13番10号
プラス株式会社 ジョインテックスカンパニー
カンパニープレジデント 北川 一也

調達物品等一覧表

被服関係	作業服、防寒服、ライフジャケット、安全チョッキ、ヘルメット、長靴、安全靴、カップ、防塵マスク、軍手、ゴム手袋、防護メガネ、靴下、タオル、その他被服に係る品目
現場用具関係	ロープ、コンパス、水平器、距離計、コンベックス、スプレーラッカー、紅白ポール、木杭、セメント、土嚢袋、油吸着マット、カラーコーン、砂利、コンパネ、巻き尺、三角定規、脚立、図面入れ、スコップ、鉋、鋸、金鋤、釘、針金、一輪車、野張、ヘッドライト、トランシーバー、拡声器、その他現場用具に係る品目
文房具関係	電卓、筆記具、消しゴム、マジック、定規、はさみ、付箋紙、ガムテープ、セロハンテープ、クリップ、ホチキス、ホワイトボード、その他文房具に係る品目
生活用品関係	カセットガス、カセットコンロ、洗面用具、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、衣料洗剤、紙コップ、紙皿、割り箸、ティッシュペーパー、ウェットタオル、使い捨てカイロ、ごみ袋、鍋、やかん、ラップ、包丁、台所洗剤、救急箱、内服薬、外傷薬、目薬、包帯、絆創膏、殺虫剤、おむつ、生理用品、その他生活用品に係る品目
非常食関係	乾パン、アルファ米等食料関係、飲料水関係
家電製品関係	電気ポット、延長コード、電気ストーブ、扇風機、テレビ、ラジオ、炊飯器、冷蔵庫、洗濯機、乾電池、タップ、電球、デジタルカメラ、懐中電灯、パソコン、プリンター、インクリボン、その他家電製品関係に係る品目
寝具用品関係	掛・敷布団、シュラフ、タオルケット、毛布、枕、蚊帳、その他寝具用品に係る品目
その他	ストレッチフィルム、簡易トイレ、テント、投光器、物干し竿、物干し台等